

令和8年度一関市介護保険施設等人材育成支援事業費補助金 交付申請等について

1 補助金の内容

人材の介護分野への新規参入及び職場定着を図るため、無資格者が働きながら介護職員として必要な知識・技能が取得できるよう、介護保険施設等を運営する法人が介護業務への従事を希望する無資格者を雇い入れ、介護職員として育成したことに對し、育成指導の実施及び介護職員初任者研修の受講に要した経費の一部を市が支援するものです。

2 予算額

6,000千円（R8年度）

※本事業の利用は、年度において1法人につき1回限りです。

※補助金の交付申請が予算額に達した場合は、新規申請の受付を中止する場合や、補助金を減額する場合があります。

3 補助の対象となる事業

補助金の対象となる事業は、事業者が無資格者を雇い入れ、介護保険施設等において勤務させ、介護職員初任者研修を受講させる事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 被雇用者に係る人材育成計画を作成し、これに基づき育成指導を実施すること。
- (2) 被雇用者の育成指導に係る指導者を配置すること。
- (3) 被雇用者の雇用期間は、6月以上かつ週30時間以上とすること。
- (4) 被雇用者の雇用開始日から6月以内の間に、介護職員初任者研修について受講を開始し、かつ、修了すること。この場合において、事業者は、勤務時間内に研修を受講できるよう必要な配慮をすること。
- (5) 前号の介護職員初任者研修に係る受講料の2分の1以上を、事業者が負担すること。

◆対象となる被雇用者（無資格者）

本事業において「無資格者」とは、介護業務への従事を希望する者で、介護職員初任者研修又はこれと同等以上の資格を保有していない者で、本事業の履行場所以外の介護サービス事業所等で就労していない方としています。令和7年度からは、新卒者（3月に高等学校、大学等を卒業）も対象とします。

◆対象施設・事業所（一関市内に限る）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

◆育成指導について

段階的な到達目標や育成内容を明確にした人材育成計画に基づき、育成指導を実施すること。介護保険施設等で就労するうえで必要となる、基礎的な実務知識・技能を習得させ、専門性の基礎作りを行うとともに、サービスの実践力が高められるよう、指導者を配置し育成指導すること。

4 補助対象経費及び補助金の額（1法人あたりの上限額）

	補助対象経費	補助金の額
(1) 雇用に必要な経費	被雇用者に支払われた給料（基本給）の6か月分	補助対象経費の3分の2に相当する額
(2) 育成指導に必要な経費	被雇用者に育成指導を行う指導者の人件費（被雇用者への指導に要した時間数に指導者の給料の時間単価を乗じて算出したもの）	1月当たり5万円が限度
(3) 介護職員初任者研修受講に必要な経費	事業者が負担した被雇用者が受講の介護職員初任者研修の受講料（テキスト代を含む。）のうち認定事業者が負担した額。ただし、受講料の2分の1を限度とする。	5万円が限度

5 事業の流れ

(1) 事前連絡

本事業を見込んだ求人を開始する場合、事前に長寿社会課に連絡する。

↓

(2) 事業者は求人を開始

①②のうち1つ以上実施すること

①この事業に係る求人をハローワークへ提出する。

ハローワークの求人票に本事業の対象求人である旨を記載する場合は、ハローワーク求人部門へ、以下2点についてお申し出くださいますようお願いいたします。

- ・ 補助金対象期間中の労働条件と、求人票記載の労働条件との相違の有無
- ・ 求人が、本補助金対象者の限定求人か否か

②この事業に係る求人を一関・平泉就職応援サイトいちJOBへ掲載する。

※ただし、対象となる無資格者については、上記の①②による採用に限定するものではありません。

※法人が直接雇用すること（人材派遣会社からの派遣は対象外）

↓

(3) 認定申請書の提出

採用者（無資格者）が決定後、事業者は雇用日以前に必要な書類を添付して認定申請書（様式第1号）を市長寿社会課に提出する。

↓

(4) 事業の認定

市長寿社会課は、認定申請書の内容を審査し、適当と認めるときは認定通知書を事業者に通知する。

↓

(5) 無資格者の雇用を開始する

認定を受けた計画により6か月間の人材育成を実施する。

↓

(6) 交付申請

人材育成期間6か月を終了した時から30日以内または、当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、必要な書類を添付して一関市長寿社会課へ交付申請書（様式第4号）を提出する。補助事業完了時点で被雇用者の雇用が継続していることが必要です。

↓

(7) 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行う。

↓

(8) 補助金の請求

交付決定を受けた事業者は、補助金の請求（様式第6号）を行う。

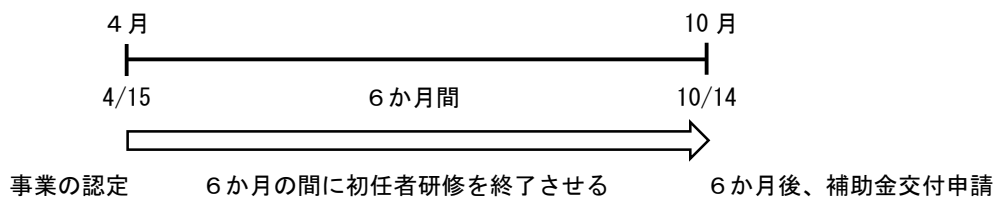
↓

(9) 補助金の交付

○活用事例

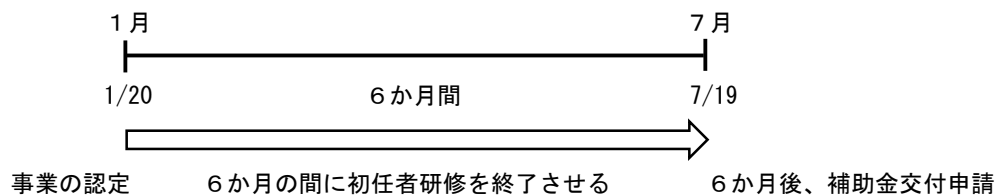
【ケース1（同一年度内に事業が完了する場合）】

令和8年4月15日から雇用開始



【ケース2（年度を超えて事業が完了する場合）】

令和9年1月20日から雇用開始



6 申請時等の必要書類について

	使用する様式及び必要書類
(1) 認定申請	①認定申請書（様式第1号） ②事業実施計画書（別紙1-1） ③誓約書（別紙1-2） ④介護職員の採用・離職の状況に関する調査票（別紙1-3） ⑤人材育成計画の写し（参考様式） ⑥被雇用者の雇用開始日、勤務時間、給料が確認できるもの（雇用契約書の写しなど） ⑦被雇用者の職歴がわかるもの（履歴書の写しなど）
(2) 交付申請	①交付申請書（様式第4号） ②事業実施報告書（別紙4-1） ③育成指導月別実績（別紙4-2） ④事業完了時点で被雇用者を継続雇用していることが確認できるもの（貸金台帳の

	写しなど) ⑤介護職員初任者研修の修了証の写し ⑥事業者が負担した研修受講料が確認できるもの（領収書の写しなど）
(3) 交付請求	①交付請求書（様式第6号）

※被雇用職員の個人情報の提出については、本人の同意を得ること

7 注意点

- ・認定を受けた日から当該認定に係る補助金の交付を受ける日までの間、新たに認定を受けることはできません。
- ・補助対象事業に対し、市、国、他の地方公共団体等からこの補助金と同様の補助金等を受ける場合は、重複してこの補助金を受けることはできません。
- ・認定事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告してください。
- ・補助金の交付を受けた認定事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年から起算して5年間保管してください。

【 担 当 】 一関市福祉部長寿社会課高齢福祉係

住 所：〒021-8501 一関市竹山町7-2

電 話：0191-21-8370 F A X：0191-21-4150

メー ル：choju@city.ichinoseki.iwate.jp

